

茨木市障害者訪問入浴サービス事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条5項に規定する事業（第2において「障害者訪問入浴サービス事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(実施方法)

第2 障害者訪問入浴サービス事業（以下「事業」という。）は、人員、設備及び運営に関し、適切な事業運営を確保することができると認められる社会福祉法人等に委託する方法で実施するものとする。

(対象者)

第3 事業の利用対象者は、本市の区域内に居住し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者で、自力又は家族等の介護による入浴が困難なものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、利用対象者としてしない。

- (1) 疾病等により医療機関に入院して治療を受ける必要がある者
- (2) 感染症にかかっている者
- (3) 家族等の協力が得られる者

(事業内容)

第4 事業の内容は、利用対象者宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うこととする。

(支給の申請)

第5 事業を利用しようとする者は、地域生活支援事業支給申請書兼変更等申請書（様式第1号）に診療情報提供書を添えて、福祉事務所長に申請しなければならない。

(支給の決定)

第6 福祉事務所長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて支給を決定し、申請者に対し地域生活支援事業支給決定

通知書兼利用者負担額決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 福祉事務所長は、不支給と決定したときは、申請者に対しその理由を付した地域生活支援事業不支給決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（受給者証の交付）

第7 福祉事務所長は、第6第1項の規定による支給決定を行った者（以下「利用者」という。）に対し、地域生活支援事業受給者証（様式第4号）を交付する。

（変更の申請）

第8 利用者は、第6第1項の規定による決定を受けた内容に変更が生じたときは、地域生活支援事業支給申請書兼変更等申請書を福祉事務所長に提出しなければならない。

（変更の決定）

第9 福祉事務所長は、第8の規定による変更の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて変更を決定し、申請者に対し地域生活支援事業支給変更決定通知書兼利用者負担額変更決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（受給者証の再交付）

第10 利用者は、第7の受給者証を破損し、又は紛失したときは、地域生活支援事業支給申請書兼変更等申請書を福祉事務所長に提出しなければならない。

2 福祉事務所長は、前項の申請があったときは、適当と認めた者に対し地域生活支援事業受給者証を再交付するものとする。

（利用回数）

第11 事業の利用回数は、利用者の希望、身体的状況、家庭の状況等を十分勘案して決定するものとし、原則として、1人週1回程度とする。

（家族の協力）

第12 第2の規定により事業の実施を受託したもの（以下「事業受託者」という。）は、利用者の身体的な状況等により家族の協力を求めることができる。

2 事業実施時において、利用者の家族等は、利用者の健康管理に十分留意し入浴に当たっては立会い、補助等の協力をしなければならない。

3 前項に規定する家族の協力の有無にかかわらず、第14に定める利用者負担額には影響を与えないものとする。

（支給の取消し）

第13 福祉事務所長は、事業を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の支給決定をせず、又は取り消すことができる。

(1) サービスを利用する必要がなくなつたと認めるとき。

(2) 死亡又は転出したとき。

- (3) 正当な理由無しにサービスの利用に関する調査等に応じないとき。
- (4) 虚偽の申請又は不正な行為によって支給決定を受け、又は受けようとしたとき。
- (5) その他福祉事務所長が不相当と認めたとき。

- 2 福祉事務所長は、前項の規定により支給決定の取消しを行った利用者に対し、地域生活支援事業支給決定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。
- 3 第1項の規定により支給決定を取り消された者は、速やかに受給者証を福祉事務所長に返還しなければならない。

（利用者負担金）

第14 利用者は、茨木市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業に係る利用者負担に関する条例（平成18年茨木市条例第28号）に規定する利用者負担金を、事業受託者に直接支払うものとする。

（順守事項）

- 第15 事業受託者は、従事者の資質向上のために、研修の機会を確保しなければならない。
- 2 事業受託者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、茨木市及び家族等に直ちに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 事業受託者は、利用者へのサービス提供記録等の帳簿を整備し、10年間保存するものとする。
 - 4 事業受託者及び従事者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（その他）

第16 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成18年10月30日から実施し、平成18年10月1日から適用する。
（茨木市身体障害者デイサービス事業運営要綱の廃止）
- 2 茨木市身体障害者デイサービス事業運営要綱（平成15年4月1日実施）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 平成18年10月1日前に廃止前の茨木市身体障害者デイサービス事業運営要綱第9の規定によってした支給決定その他の行為は、第6の規定に基づく支給決定又はこの要綱の相当規定によってしたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市訪問入浴サービス事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成28年10月14日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市障害者訪問入浴サービス事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成29年7月13日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市障害者訪問入浴サービス事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市障害者訪問入浴サービス事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年12月16日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の第15第3項の規定は、令和8年4月1日以後に提供がなされるサービスの提供に関する諸記録に係る書類について適用し、同日前に提供がなされたサービスの提供に関する諸記録に係る書類については、なお従前の例による。